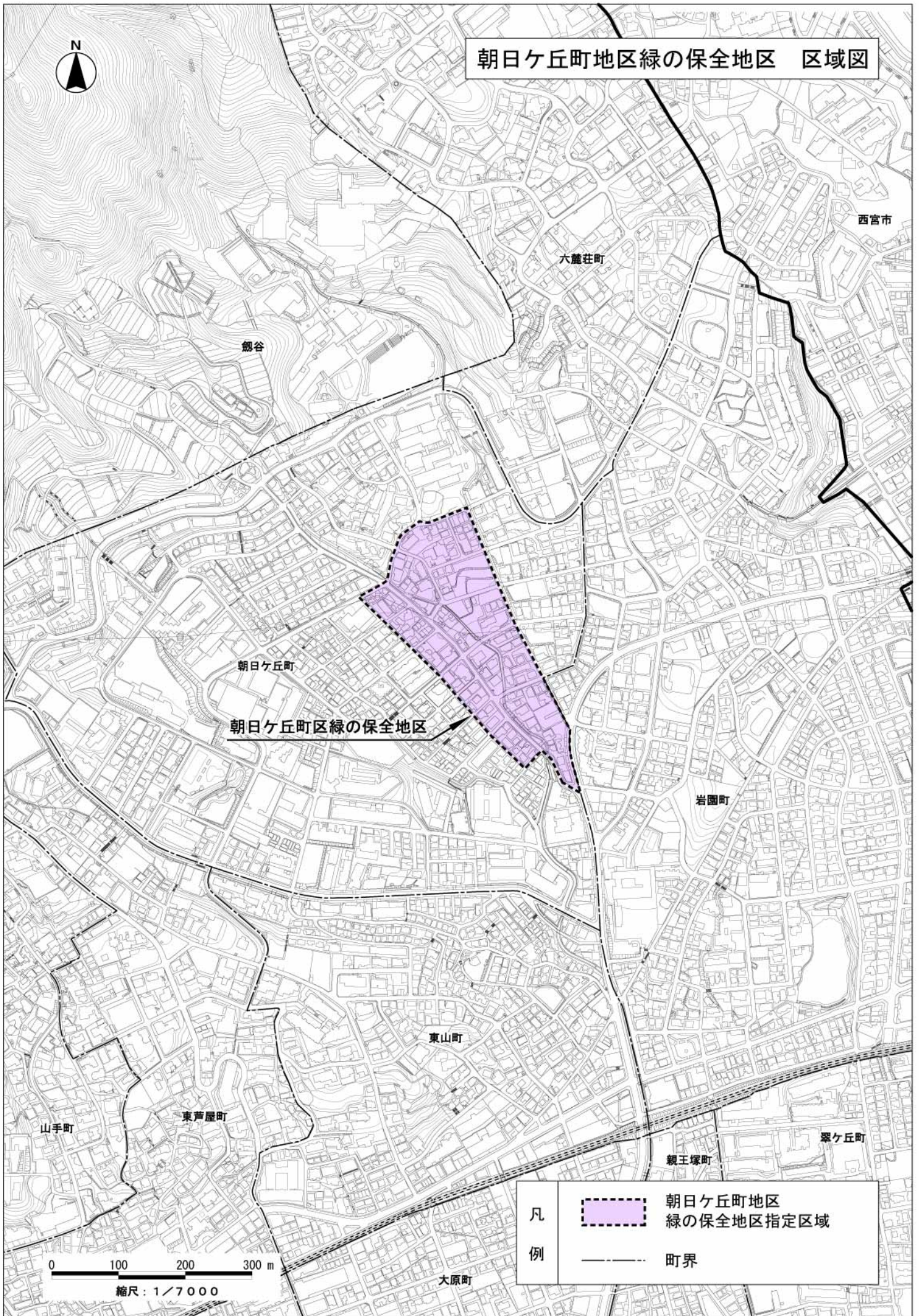


計 画 書



緑ゆたかな美しいまちづくり条例第 33 条第 1 項の規定により，朝日ヶ丘町地区緑の保全地区を次のとおり指定する。

名 称	朝日ヶ丘町地区緑の保全地区
所 在 地	朝日ヶ丘町の一部（別図のとおり） （参考）朝日ヶ丘町 51 番 ～ 282 番 2
地 区 面 積	約 5.5 ha
緑 化 基 準	<p>緑化基準は，次のとおりとする。ただし，芦屋市住みよいまちづくり条例（平成 12 年芦屋市条例第 16 号）第 2 条第 6 号に規定する特定建築物は除く。</p> <p>(1) 緑地面積の敷地面積に対する割合</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 敷地面積 500 平方メートル以上の敷地は，20 パーセント以上とする。 2) 敷地面積 500 平方メートル未満 170 平方メートル以上の敷地は，15 パーセント以上とする。 3) 敷地面積 170 平方メートル未満 100 平方メートル以上の敷地は，10 パーセント以上とする。 <p>(2) 緑地に植栽する樹木の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 緑地に植栽する樹木の基準は，10 平方メートル当たり 6 本以上とし，うち高木（植栽時 3.5m 以上）を最低 1 本又は中木（植栽時 1.5m 以上）を最低 2 本植える。 2) 既存の樹木は，できるだけ残すように計画する。 3) 既存樹木で幹周 1.0m 以上(地上 1.5m における)の樹木又は植栽時 5.0m を超える樹木は，1 本につき高木 2 本とみなす。
指 定 理 由	<p>本市は，六甲山の山並みと瀬戸内の海を間近にひかえ，自然に恵まれた良好な環境をもつ住宅都市として発展してきた。</p> <p>当地区は，本市を代表する住宅地であり，第 3 種風致地区に隣接する緑ゆたかで閑静な住宅地が形成されている。</p> <p>今後も，この緑ゆたかな優れた環境を保全するため，「緑の保全地区」に指定する。</p>



朝日ヶ丘町地区緑の保全地区 区域図

朝日ヶ丘町区緑の保全地区

凡		朝日ヶ丘町地区 緑の保全地区指定区域
例		町界

0 100 200 300 m
縮尺：1/7000